

横浜市戸塚区地区センター等の指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成 22 年 5 月 12 日 戸地振第 186 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、戸塚区における横浜市地区センター条例（昭和 48 年 6 月条例第 46 号）第 5 条に規定する地区センター及び横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月条例第 11 号）第 28 条の 2 に規定する踊場公園こどもログハウス（以下「地区センター等」という。）の指定管理者の指定を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

（指定管理者の選定）

第 2 条 区長は、期間を定めた公募により選定を実施する。

2 区長は、前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。

4 区長は、応募者の中から地区センター等の指定管理者の候補者を選定する。

5 区長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

（指定管理者選定委員会）

第 3 条 地区センター等の指定管理者の選定について区長に対して意見を述べるため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。

(1) 地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成に寄与する等地区センター等の設置理念に基づく運営が図られること。

(2) 地域のニーズに合わせた事業が実施できること。

(3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(4) 指定期間中安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。

（申請書等）

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、

施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じて委員会へ提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 区長は、指定管理者の指定候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

2 区長は、地区センターの指定管理者の指定について市会の議決を受けるために、市民局長へ選定結果を報告する。

3 区長は、踊場公園こどもログハウスの指定管理者の指定について市会の議決を受けるために、環境創造局長へ選定結果を報告する。

(指定管理者の指定)

第7条 区長は、市会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 横浜市戸塚区地区センター指定管理者の指定に関する要綱(平成15年10月9日)

(2) 踊場公園こどもログハウスの指定管理者の選定に関する要綱(平成17年10月7日)